ロ　確認を行った結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ(3)に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ　証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とすること。ただし、有効期間内であっても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

ニ　証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

(1)　防護区域

(2)　第十四号ロに規定する区域

(3)　第十六号ハに規定する区域

(4)　見張人の詰所

(5)　監視所

二十九　［略］

三十　［略］

3　第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次に掲げるもののほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十八号から第二十一号まで（同項第二十四号から第二十七号まで、同項第二十九号及び同項第三十号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域」、「周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域」、「周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域」、「周辺防護区域及び立入制限区域内」と、第六号中「防護区域」、「周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第七号中「防護区域内」、「周辺防護区域内及び立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十九号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一～五　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十八　［略］

二十九　［略］

3　第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十八号から第二十一号まで及び同項第二十四号から第二十九号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域内」と、第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十八号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一～五　［略］

告示

○原子力規制委員会告示第八号

使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第十六条の三第二項第二十六号イ(2)、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第九十一条第二項第二十八号イ(2)、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第八十六条第二項第二十八号イ(2)及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）第十七条第二項第二十八号イ(2)の規定に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条の三第二項第二十六号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示を次のように定める。

平成二十八年九月二十一日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条の三第二項第二十六号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示

（定義等）

第一条　この告示において使用する用語は、次に掲げる法令において使用する用語の例による。

一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）

二　使用済燃料の再処理の事業に関する規則

三　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

四　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

五　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則

2　この告示は、次に掲げる規定に規定する調査に適用する。

一　使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条の三第二項第二十六号イ(2)

二　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十一条第二項第二十八号イ(2)